

## 仕様書

【購入機種】 ドラフター一式

【設置場所】 愛媛県立新居浜工業高等学校 第3教棟2階製図実習室

### 【ドラフター一式仕様】

1 本校における実習・ものづくり活動等で必要な条件は次のとおりとする。

- (1) 大判の用紙に、効率よく正確に図面を作成することができる。
- (2) 生徒の実習・ものづくり活動に向いた操作性が良く簡易でわかりやすいこと。
- (3) 生徒の使用に際して安全操作が確保されていること。
- (4) 本校の実習室の環境及び電源環境に適した機械であること。

2 ドラフターの構成及び必要項目・条件

1の内容をうけての装置の具体的仕様を以下に示す。

- (1) ドラフター一式

| 品 名        | 品 質 ・ 規 格  | 数量 |
|------------|--|----|
| ドラフター      | レールの長さ 870×1,136mm<br>製図範囲 572×875mm<br>製図板サイズ 600×900mm<br>標準スケール JL-12<br>質量 8.8kg | 10 |
| 製図台        | 角度調整 0～90度まで任意固定可<br>高さ調整 720～1,070mmまで任意固定可<br>質量 約22.1kg                           | 10 |
| マグネット製図板   | 縦×横×厚さ 600×900×29mm  | 10 |
| ドラフティングチェア | 座部 ウレタンフォーム<br>脚部 クロームメッキ仕上げ・双輪キャスター<br>座部昇降 ガススプリング式<br>質量 約8.25kg                  | 10 |

- ・機器納品及び旧ドラフター一式の撤去等の費用を含むものとすること。
- ・機器納品時、ドラフターの精度調整(直角調整、平行出し等)を行うこと。
- ・相当品の場合は仕様を全て満たすことを確認のうえ、承認を受けるものとする。

(2) 業務内容

第3教棟2階製図実習室の機器据付及び旧ドラフター一式の撤去

(3) 業務期間

契約日から令和8年3月31日(火)まで

(4) 実施要領

受託者(以下、乙という。)は業務内容について甲と事前に協議の上、納入場所へ撤去及び据付等を行ふこと。

(5) 一般事項

① 業務は必要に応じ甲の立会を受けて実施すること。

② 業務の実施については、乙は甲の教育活動に支障のないよう事前に甲と協議し、承認を得るものとする。

③ 本仕様書の内容に疑義が生じたときは、甲と協議のうえ実施する。

(6) 保証

業務完了後、この業務に起因する不具合が生じた場合は、乙は速やかに無償修復を行うこと。

(7) 特記事項

この仕様書に記載されていない事項であっても、軽易な作業で施設管理保全及び事故防止上、甲が必要と認めた作業は、契約金額の範囲内においてこれを実施するものとする。